

PFI における地球温暖化防止への対応(案)

平成 20 年●月

内閣府民間資金等活用事業推進室

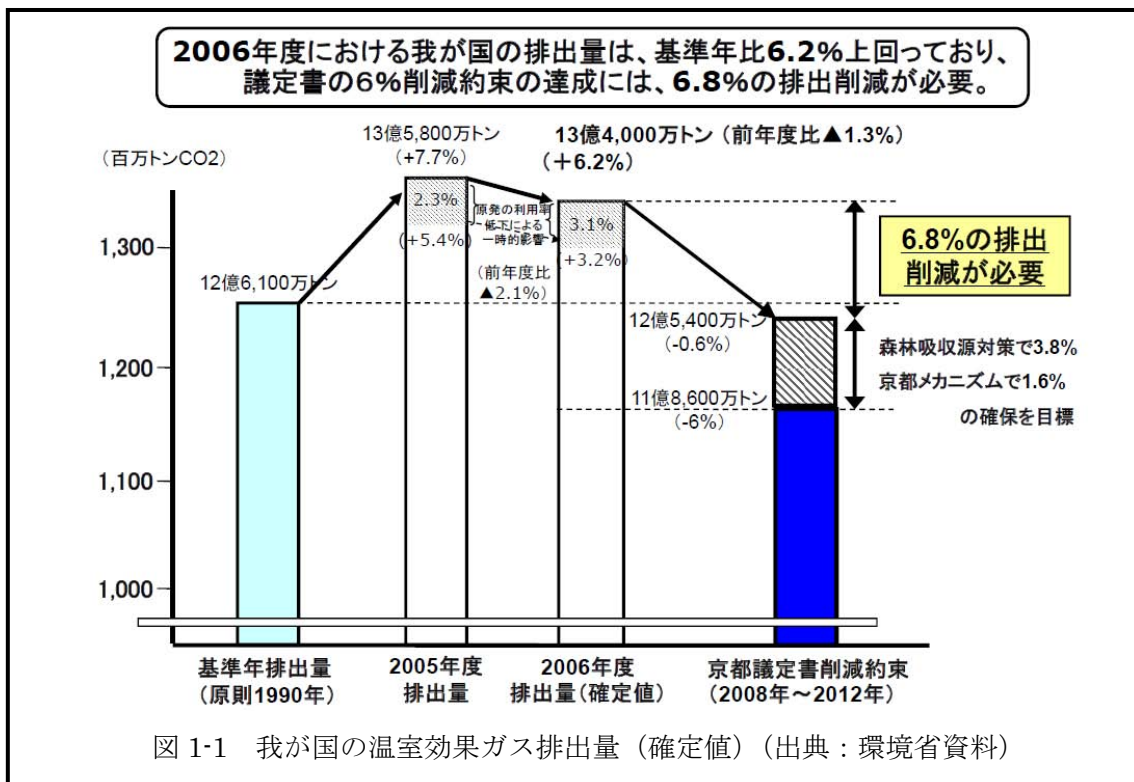
< 目 次 >

1. 背景	1
2. 地球温暖化防止に向けた取組の方向性	3
2-1 「業務その他部門」において求められる取組	3
(1) 国における取組方針	4
(2) 地方公共団体における取組方針	4
(3) 国、地方公共団体以外の公共法人における取組方針	5
2-2 PFI 事業における地球温暖化防止に向けた取組の現状と課題	6
(1) PFI 事業における地球温暖化対策の現状	6
(2) 省エネルギー実現のための課題	8
(3) 省エネルギー設備導入効果の試算例	10
(4) 課題解決のための方策	11
3. PFI 事業における地球温暖化対策の推進方策	12
3-1 地球温暖化対策を推進するための基本的な考え方	12
(1) PFI 事業における地球温暖化対策	12
(2) PFI 推進委員会報告における位置付け	14
3-2 省エネルギーを促進する事業スキームの検討	15
(1) エネルギーに関する官民の役割分担	15
(2) 各事業類型の概要と特徴	15
(3) 要求水準書等に記載すべき事項	18
(4) 各事業類型の具体例	19
(5) 要求水準書等への具体的な反映方法	28
(6) 事業類型のまとめ	31
4. 省エネルギー推進のための主要な論点	32
4-1 エネルギーに関するリスク分担の在り方	32
(1) 官民のリスク分担方法の検討	32
(2) 光熱水費のサービス対価の在り方	35
4-2 エネルギーマネジメントについて	40
(1) エネルギーマネジメントの定義	40
(2) 業務範囲	40
(3) 省エネルギー効果	41
4-3 モニタリング方法の考え方	43
(1) モニタリングのポイント	43
(2) モニタリング項目	45
(3) 規制等に基づくエネルギー・環境に係る計画・報告事項との連携	45
4-4 LCCO ₂ /LCC の評価方法	46
(1) 評価の考え方	46
(2) 評価の事例	46
5. 今後の課題と方向性	47
(1) エネルギーマネジメントの普及促進	47
(2) インセンティブ手法のさらなる活用の検討	47

1. 背景

京都議定書に規定される第一約束期間が、2008年4月1日よりスタートした。我が国は、2008年度から2012年度までの5年間の平均で、1990年（基準年）に対して温室効果ガスの排出量を6%削減する必要がある。

2006年度の実績データ（確定値）によれば、我が国の二酸化炭素（CO₂）排出量は基準年に比較して6.2%増加しており、基準年比6%削減という目標を達成するためには早急な対策が不可欠であるといえる（図1-1）。



我が国の温室効果ガス排出量のおよそ9割を占めるエネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素）の排出量は、統計上、産業部門（工場等）、業務その他部門（オフィスビル、小売店舗、病院、学校等）、家庭部門、運輸部門及びエネルギー転換部門（発電所、石油精製施設等の自家消費等）の5つの部門ごとに集計されている。これら5部門における温室効果ガスの排出量を比較して見ると、家庭部門、業務その他部門の排出量は、それぞれ基準年比で、30.0%、39.5%の大幅な増加となっており、基準年比-4.6%の産業部門に比較して、排出量の増加が目立っている（表1-1）。

こうした事態を踏まえ、2005年に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減に向けて、各部門がどのような取組を行っていくべきかが規定されている。その中で、PFI事業の多くが分類される「業務その他部門」においては、基準年費の排出量が大幅に増大しており、増大要因に対応した効果的な取組が求められている。

したがって、PFI事業においても、地球温暖化防止に向けた取組は急務であり、実効性の